

大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第28号

大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部を改正する規則

大和市スポーツ施設設置条例施行規則（平成25年大和市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「申請書を受理した場合」を「規定による申請があったときは」に改める。

第9条ただし書中「第7号」を「第8号」に改め、同条第1号中「主催」を「主催し、」に、「利用するとき」を「の利用」に改め、同条第2号中「に利用するとき」を「としての利用」に改め、同条第3号中「ために」の次に「行う」を加え、「利用するとき」を「の利用」に改め、同条第4号中「主催」を「主催し、」に、「利用するとき」を「の利用」に改め、同条第7号中「利用するとき」を「の利用」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「利用するとき」を「の利用」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「前号」を「第4号」に、「が利用するとき」を「による利用」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）別紙療育手帳制度要綱に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者による利用（これらの者が介護者を伴って利用する場合は、当該介護者による利用を含む。）

利用料金の全額

第10条第2項中「申請書を受理した場合」を「規定による申請があったとき」に改める。

第12条中「寄付」を「寄附」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。